

## 策定にあたって

道路・公園樹木は、景観向上、環境保全、緑陰形成、交通安全、防災等に係る多様な機能を有しています。地球温暖化問題が深刻化する昨今、都市域の道路・公園樹木には、二酸化炭素の吸収源としての役割も期待されており、その重要性が再認識されています。

昭和 30 年代以降、吹田市では、千里ニュータウン建設及び日本万国博覧会開催の関連基盤整備に象徴される高度経済成長期の各種事業により、道路・公園緑化を強力に推し進めてきました。現在では、市が管理する道路樹木（高・中木）は約 1.2 万本、公園樹木（高・中木）は公園管理台帳に記載されているものだけでも約 16.4 万本にのぼり、府内の自治体の中でトップクラスの整備水準となっています。一方で、大径木化・高齢木化の進行に伴う諸問題の顕在化や財政面の制約といった新たな課題を抱えています。

全国においても、道路緑化の推進により一定のストックが形成された一方、①植栽構成の画一化、②剪定・除草が行き届かないことによる見通しの障害、通行の支障、景観の悪化、③高齢木の増加による倒木・落枝の発生が課題として認識されはじめています。このため、現行基準が昭和 63 年（1988 年）以降改正されておらず、仕様、性能、解説が混在していることなども背景として、27 年ぶりに「道路緑化技術基準（平成 27 年 3 月国土交通省都市局長・道路局長通達）（以下、「道路緑化技術基準」という。）」が大幅に改正されました。

そこで今般、吹田市では、国の技術的な助言として通知された「道路緑化技術基準」や「都市公園技術標準」等を参考とし、今後の道路・公園に係る社会的な要請への対応も見据え、吹田市の実情に照らした独自の道路・公園樹木管理の手引書として本指針を策定しました。

本指針の策定にあたっては、市の助言機関として学識経験者、公募市民、関係部長等で構成する「(仮称)吹田市樹木適正管理指針策定検討会議」を設置し、平成 28 年度（2016 年度）から平成 29 年度（2017 年度）にかけて多角的な検討を行いました。本指針が、市の道路・公園行政に携わる職員に活用されるとともに、市民・事業者の理解を得る一助となることを大いに期待します。

なお、道路・公園樹木管理は、本来、画一的なものではなく、地域の特性に応じた多様なものであることが望ましいため、本指針の運用にあたっては、弾力的な判断が求められます。また、本指針の適切かつ合理的な活用が困難となった場合には、実態に即して順次改訂を行います。